

利 用 権 設 定 (新 規 ・ 再 設 定) 申 出 書

桜川市長様
桜川市農業委員会長様

※ この申出書は、毎月10日（市役所閉庁日のときは翌日）
までに下記のどちらかへ提出して下さい。

農業委員会事務局確認欄	
受 付 印	チェック欄
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 台帳との照合 <input type="checkbox"/> <li style="font-size: small;">(地番・面積・新規・再設定の別等) ・ 一括贈与納税猶予 <input type="checkbox"/> ・ 農業者経営移譲年金 <input type="checkbox"/> ・ 同意書該当 未相続 <input type="checkbox"/> 共有 <input type="checkbox"/>

令和 年 月 日

(借 り 手)	住所	氏名	印
		(TEL - -) (歳)	
	自作地 (m ²) 小作地 (m ²) 計 (m ²)		
利用権の設定を受ける者	① 認定農家で 1 ある ・ 2 ない ② 中核農家で 1 ある ・ 2 ない ※ 中核農家とは60歳未満で150日以上従事する者がいる世帯		
(貸 し 手)	住所	氏名	印
		(TEL - -) (歳)	
	自作地 (m ²) 小作地 (m ²) 計 (m ²)		
利用権の設定をする者	設定理由 (該当する理由を○で囲んで下さい) 31 経営移譲年金受給のため、 32 農業廃止、 33 兼業による経営縮小、 34 高齢化による経営縮小、 35 病気等で労力不足、 36 耕作不便・低生産地のため、 37 集約部門への転換のため、 38 相手方の要望、 39 その他 ()		

利用権を設定する土地					設 定 す る 利 用 権				
大 字	字	地 番	現況 地目	面 積 m ²	利用権 の種類	利用目的	賃借料 10a当たり (円)	賃借料 の支払 方 法	貸借期間 (年)
					賃貸借 使用貸借	水田・普通畑 樹園地・施設園芸			公告日より 3・6・10・20
					賃貸借 使用貸借	水田・普通畑 樹園地・施設園芸			公告日より 3・6・10・20
					賃貸借 使用貸借	水田・普通畑 樹園地・施設園芸			公告日より 3・6・10・20
					賃貸借 使用貸借	水田・普通畑 樹園地・施設園芸			公告日より 3・6・10・20
					賃貸借 使用貸借	水田・普通畑 樹園地・施設園芸			公告日より 3・6・10・20
					賃貸借 使用貸借	水田・普通畑 樹園地・施設園芸			公告日より 3・6・10・20
					賃貸借 使用貸借	水田・普通畑 樹園地・施設園芸			公告日より 3・6・10・20

岩瀬庁舎 総合窓口課
 受付窓口 大和庁舎 総合窓口課
 真壁庁舎 農業委員会事務局

総合窓口課受付印